

県内の廃プラスチック類の処理状況について

千葉県 環境生活部

廃棄物指導課 監視指導室

- 1 排出事業者の責務について
- 2 排出事業者の取るべき対応
- 3 県内での不適正処理事例

1-1 排出者責任の原則

廃棄物処理法

○第3条（排出者責任）

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

○第11条（自ら処理の原則）

事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

1-2 委託の基準

○第12条第5項（委託基準）

処理を他人に委託するときには、許可業者に委託しなければならない。

○ 同条 第6項（委託基準）

政令に定める基準に従って委託しなければならない。

→ 事業範囲の確認、書面契約締結義務

契約書必要事項（委託料金の明示、性状の周知等）

契約書の保存：5年

1-3 状況確認・措置の義務

○第12条 第7項

事業者は、**処理の状況に関する確認**を行い、発生から最終処分が終わるまでの一連の処理が適正に行われるために**必要な措置を講ずるよう努めなければならない。**

処理を委託しても排出者の責任は消えない。

1-4 管理票（マニフェスト）

○第12条の3

第1項（管理票交付義務）

事業者は、受託した業者に対し、産業廃棄物の引渡しと同時に産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付しなければならない。

第2項、第6項 管理票の保存義務：5年

第7項 管理票交付状況報告書の提出

1-5 管理票に係る措置義務

○第12条の3 第8項

管理票交付者は、

管理票の写しの送付を受けないとき、

[B2・D票…90日(特管60日)、E票…180日]

不備・虚偽の管理票の写しの送付を受けたとき、

処理困難通知を受けたときは、

速やかに産業廃棄物の処理状況を把握し、

適切な措置を講じなければならない。

→ 知事に報告書を提出

1-6 措置命令（1）

○第19条の5

知事は、生活環境保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるとき、支障の除去等の措置を命ずることができる。

- ・ 委託基準に違反して廃棄物の委託をした
- ・ 管理票に関する規定に違反した

法令違反があった  命令

1-7 措置命令（2）

○第19条の6

排出者に対して支障の除去等の措置を命ずることができる。

- ・ 排出者が適正な処理代金を負担していないとき
- ・ 不適正処理されることを知り又は知ることができたとき
- ・ その他第12条第7項…の規定の趣旨に照らし事業者措置を採らせることが適当であるとき。

具体的な法令違反はないが



命令

1-8 管理票に係る措置義務の勧告・公表・命令

○第12条の6

管理票交付者が、管理票の義務規定を遵守していないとき、

第1項 産業廃棄物の適正な処理に関し必要な措置を講ずるべき旨を**勧告**することができる。

第2項 勧告に従わなかったとき、その旨を**公表**できる。

第3項 公表後になお措置をとらなかったときは、措置をとるよう**命令**することができる。

1-9 排出事業者責任のまとめ

委託先の許可業者のした不適正処理行為であっても、

- ◆排出事業者の処理責任（3条）に基づき、不適正処理された廃棄物を適正処理するよう**行政指導**を受ける。
- ◆法令違反があった場合や、法令違反がなくても処理状況の確認が不十分等の場合、支障の除去について**措置命令の対象**となる。
- ◆管理票の規定を遵守していない場合、適正な処理について必要な措置を講ずるよう**勧告・公表・命令の対象**となる。

排出事業者のとりべき対応

2-1 排出事業者のとりべき対応①

(1) 法令の遵守

○委託基準に則った委託

- 許可証（許可品目・処理方法等）の確認。
「許可がある」と「適正に処理できる」は直ちにイコールではない。
- 廃棄物の性状を的確に周知。処理方法に合っているか。
特に有害性・危険性（発火・揮発・腐食等）に注意。
- 委託予定量と処理能力（現状での余剰能力）はどうか。
- 最終的な処分先（最終処分場、再生等）まで確認。

2-2 排出事業者のとりべき対応②

○管理票の適正な運用

- 管理票の管理

交付、返送票の照合、保存 → 処理状況の把握の第一歩

※引渡し時担当者不在、A票事後送付などは論外

- 異常の覚知

返送されない → 現地確認、委託の停止、
滞留廃棄物の回収・再委託 等

規則的すぎる（例：必ず翌日付けで返送）

→ 処理実態と異なるおそれ → 現地確認

2-3 排出事業者のとりべき対応③

(2) 処理状況確認と適正処理に必要な措置

○適正な処理代金の負担

- ・ 処理代金は合理的な金額か、地域の相場との比較。

○不適正処理が行われるのを知る

- ・ 収集運搬業者は頻繁に見ており、保管量の変化等に気付きやすい。コミュニケーションをとる。

○現地確認

- ・ 場内の管理状況、廃棄物の滞留がないか。
- ・ 受入れ～保管～処分～保管～排出の流れを見る。

2-4 特にリサイクルについて

「中間処理→再生」を行う業者

- ・ 再生品の市場性・価格を調査する。
- ・ 実際の再生品の品質、在庫保管状況を確認する。
- ・ 処理コストと再生品販売利益のバランスを見る。
- ・ 販売実績（販売先リスト、売買契約）を確認する。

◆ 排出事業者も、廃棄物処理・リサイクルの知識・実践的なノウハウを習得する必要がある。業界の動向に注意。

◆ 当該素材について、製品→廃棄→処理→再生→再利用までのトータルのプロになっていただきたい。

県内の事例を検討

3-1 事例 1

中間処理業者：多品目の焼却処理を実施。
処理能力の大きな焼却施設を設置。
排出事業者：化学製品工場

(内容)

- 中間処理業者が、受託した廃棄物を処理前保管していたところ発火し、保管場が火災となった。
- 廃棄物の性状が不明なため消火方法が分からず、消火作業に支障があった。

3-3 事例1の検討

- 廃棄物（化学物質）は特殊な性質の物だった。
- 委託契約について、廃棄物の性状の周知も含めて営業（収運業者）を介してやりとりした。
- 排出事業者・処分業者共に専門知識があったが、営業は知識がなく情報が伝わらなかった。

【評価】

- 性状を確実に伝えること。委託基準違反。
- 業者選定、契約、状況確認等を第三者任せにしない。

3-4 事例1の検討（参考資料）

環境省通知

平成29年3月21日 環廃対発第1703212号・環廃産発第1703211号
「廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について（通知）」

- 処理業者の選定、再生利用の確認、適正な処理代金の負担等の根幹的業務について、第三者のあっせんに委ねるべきでなく、排出事業者自らの責任で決定すべき。

3-5 事例 2

中間処理業者：

金属くず、廃プラ等のスクラップを受入れ破碎処理。

磁選した鉄くずは売却、残さ物は二次処理や最終処分。

(内容)

○経営悪化で最終処分資金が不足、場内に処理後物

(シュレッダーダスト) 3500m³が滞留。

○改善命令違反で刑事告発→代表取締役逮捕。

法人は破産→処分業許可取消し。

3-6 事例2の結果

- 現場に残置されている廃棄物のうち、管理票E票が返送されていない等により排出元が明らかになったものについて、県は、排出事業者に対して適正処理するよう指導した。
- 約140社がこれに応じ、合計数百tの廃棄物が撤去された。
- 指導に応じなかった9社は、180日以上たってもE票が返送されないにも関わらず、処理状況の把握・適切な措置・報告をしなかったため、知事より勧告した。さらに、それでも措置等を行わないため、公表した。

3-9 事例2の検討

- 定期的に現地確認をしていれば、過剰保管に気付くことは容易だった。
- 少なくとも収集運搬業者は知っていたはず。
- E票が返送されない（＝不適正処理が発生）のに、適切な対応をとらなかった。

【評価】

- ・ 情報を知ろうとすれば容易に知り得たのに、怠った。
- ・ 異常発生後もなお、対応を怠った。
- ・ 指導を受けて改めないのはアウト。営業、事務手続は理由にならない。

3-10 事例3

中間処理業者：

金属くず、廃プラ等のスクラップを受入れ切断処理。
鉄、ミックスメタル、固形燃料として売却。

(内容)

- ミックスメタルは市況の変化により売却できなくなり、固形燃料は品質が悪いため販売予定業者に拒否された。
- 最終処分資金は不足し、場内に処理後物が溢れたため、場外2か所の保管場に処理後残さ5000m³を隠していた。
- 法人は破産し、社長とは連絡がとれない。

3-12 事例3の検討

- 別の場所の隠し保管場を知ることは困難。
- 処理後物のミックスメタル・固形燃料の販売について、品質・販売先・発生量と販売量のバランスを確認する。

【評価】

- ・業態として、処理後物が売れることで成り立っているのだから、具体的な販売状況の確認を丁寧に行う。
- ・情報開示を嫌がる業者は避ける。

3-13 事例 4

中間処理業者：

建設汚泥・無機汚泥を受入れ、固化処理。
処理後物は、再生土（資材）として販売。

（内容）

- 再生土は売れなかったため、場外の資材置場に堆積。
後に、未処理の汚泥をそのまま堆積するようになる。
- 不法投棄の調査中に、法人は破産→処分業許可取消し。
- 不法投棄汚泥約6000tについて、排出事業者17社に撤去を指導し、撤去が行われた。

3-17 事例4の検討

- 処理能力・保管ピット容量と比較し、受入れ廃棄物量が明らかに過大であった。完了写真は使い回し。
- 処理後物（再生土）の販売実績はほぼなく、確認していれば気付くことができた。
- 処理代金は、相場の60%程度であった。

【評価】

- 処理の実態を考え丁寧に確認していれば気付けた。
- 相場よりも安価な処理には理由がある。